

住宅ローン控除について

1	対象となるローン	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅とその敷地の取得のための借入金であること。 ●返済期間10年以上の借入金であること。 ●金融機関等からの借入であること。
2	控除額	<ul style="list-style-type: none"> ●年末ローン残高×控除率＝控除額 ●控除期間・控除率 (1)控除期間：13年間 ①一般：控除率：0.7% ②認定長期優良住宅：1%
3	住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●床面積(登記簿面積)50㎡以上、50%以上は居住用。 ●マンション等耐火建築物は25年以内、木造等耐火建築物以外は20年以内に建築されたものであること。この年数を超えている場合は、その住宅が新耐震基準に適合していることについて証明されたものであること。(注)家屋の一部が自己の居住用以外に利用される場合でも全体の床面積により判定します。 建物が共有でも持分割合を乗じることなく、全体の床面積で判定をします。 ●※②認定長期優良住宅である事
4	適用居住年、控除期間	入居後13年間（一定の場合は10年間）
5	適用期限	●～2025年12月31日
6	その年の所得合計	●3,000万円以下
7	その他の特例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ●居住用財産の買換え等による譲渡損失の繰越控除 <p>特例居住用財産の譲渡損失の繰越控除とは併用可能です。この場合、譲渡の年と翌年3年間は譲渡損失の繰越控除を優先し、適用期間の残りの年に住宅ローン控除を適用することになります。</p>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1212.htm>